

平成 23 年度～24 年度 覚書の改正交渉についての合意結果確認書

ヒューマンヒルズ函南内の防火水槽、消火栓、公園及び浄化槽の管理について、町とヒューマンヒルズ函南自治会（以下「自治会」という。）の適正管理を目的として、次の内容を確認する。

なお、ふれあい中央公園について、町内の他の都市公園同様レベルで町が管理することで合意したので、電灯代は町が4基分を負担し、低木の管理については、従前自治会が頻繁に手を加えて管理されてきたため、自治会が町の管理を超えて管理されることに、町は異議を唱えないものとした。

防火水槽及び消火栓

- 1 防火水槽2箇所（ふれあい中央公園及びふれあい北公園内の水槽）の管理は、函南町が行う。
- 2 地下式消火栓5箇所の管理は、地域住民による初期消火活動の観点から区民が管理する。なお、消火栓操作の指導について要請が町にあった場合は、町職員又は消防団員等を通じて指導を行う。

公園

- 1 ふれあい中央公園の水道は、町の名義に変更し、水道料は平成25年度から町が負担する。
- 2 水銀灯8基の内、4基分は、町の名義に変更（支柱に函南町を表示）し、電気料は平成25年度から町が負担する。この4基分の電灯に係る請求の番号は、次に掲げるとおりとするが、町が管理する電灯と自治会が管理する電灯を別紙のとおりに図面表示して管理を徹底する。また、電球切れ等の見廻りは自治会が行うが、4基の電灯に係る電球の交換は町が行う。

なお、自治会は今回廃止しようとした電灯施設1基の支柱を撤去できない場合は、自治会の責任において安全管理を確約するものとし、2系統を1系統にするための東電への変更手続きは自治会側の費用により行う。

（東電 No A 4 9 9 5、お客様 No 7 1 5 2 8 - 2 0 9 0 1 - 0 - 0 0）3基分
（東電 No A 4 9 9 6、お客様 No 7 1 5 2 8 - 2 0 9 0 2 - 0 - 0 0）1基分

- 3 ふれあい中央公園のツツジやサツキ等の低木の管理は、状況確認の上必要に応じて年2回を限度に町が行う。
- 4 ふれあい中央公園内の樹木への薬剤散布については、町が年1回行う。
- 5 ふれあい中央公園のほかに、ふれあい南公園及び北公園の中高木の剪定については、必要に応じて2年に1回程度町が行う。

浄化槽

- 1 ヒューマンヒルズ函南の集中浄化槽からの放流水は、冷川地区まで排水管が延長され、同地内で河川に放流されている。

このため、町は、第5次函南町総合計画後期基本計画の中の「快適な暮らしのために 生活排水の処理」で公共下水道の整備を推進しており、平成25年度に予定されている下水道の認可区域の変更手続きにおいて、次期5ヶ年計画の中にヒューマンヒルズ函南の区域を整備区域に入れるよう静岡県と協議する。

- 2 ヒューマンヒルズ函南の汚水について、公共下水道に接続するまでの間の浄化槽の管理運営は、現状の覚書内容・管理内容に基づき、ヒューマンヒルズ函南自治会が引続き実施する。

平成24年12月10日

函南町総務部長

室 伏 光 男



函南町建設経済部長

松 下 文 幸



ヒューマンヒルズ函南自治会長

鈴 木 脩 訓




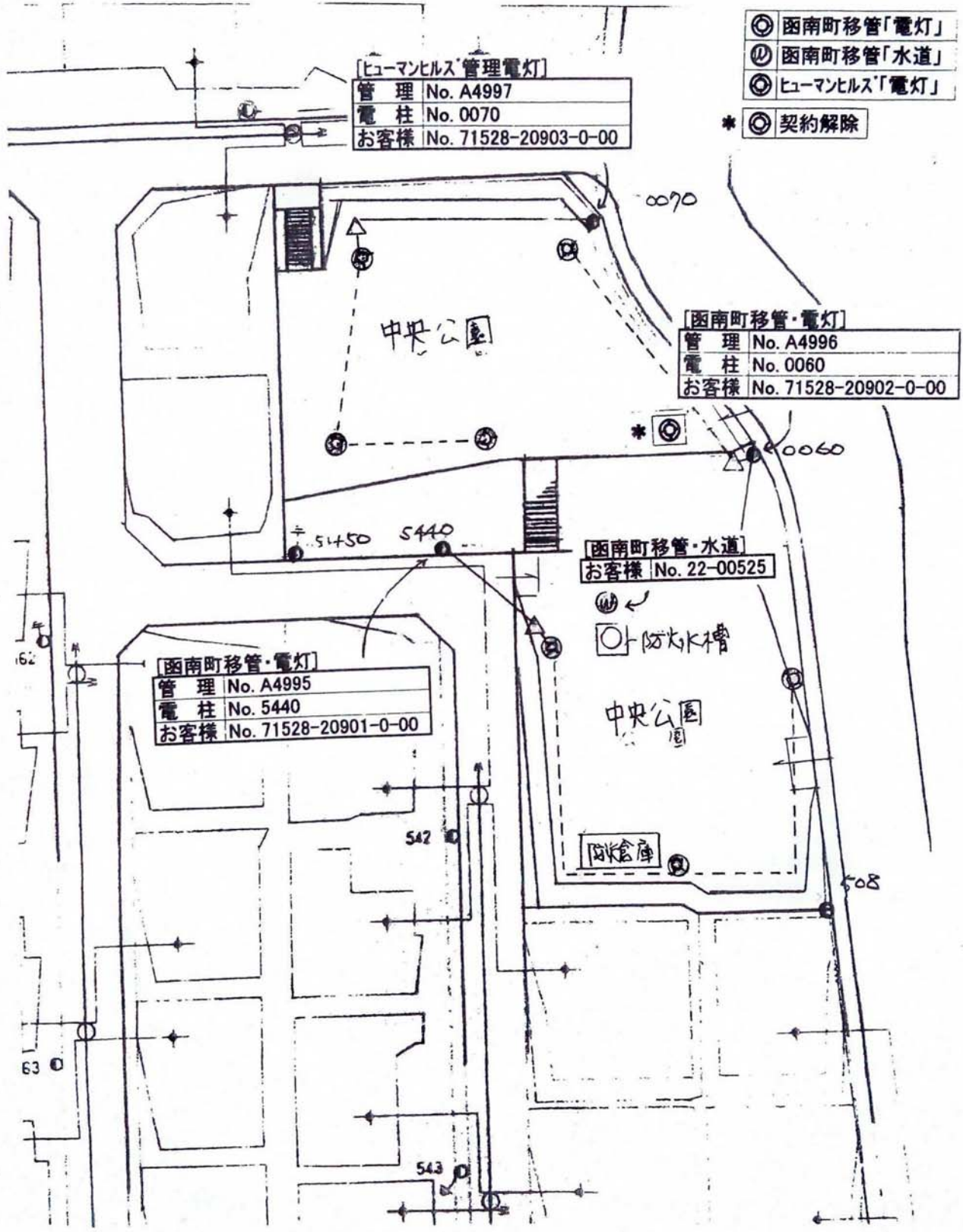
ヒューマンヒルズ函南自治会
覚書改正交渉委員長

佐 世 正 則



函南町移管 [照明電灯・水道] 位置図

平成 24 年 12 月
 ヒューマンヒルズ函南自




[ヒューマンヒルズ管理電灯]
 管理 No. A4997
 電柱 No. 0070
 お客様 No. 71528-20903-0-00

- ◎ 函南町移管「電灯」
- ⊖ 函南町移管「水道」
- ⊕ ヒューマンヒルズ「電灯」
- * ◎ 契約解除

[函南町移管・電灯]
 管理 No. A4996
 電柱 No. 0060
 お客様 No. 71528-20902-0-00

[函南町移管・水道]
 お客様 No. 22-00525

[函南町移管・電灯]
 管理 No. A4995
 電柱 No. 5440
 お客様 No. 71528-20901-0-00